

委託業務事務処理マニュアル（2025 年度）

訂正内容（正誤表）

(1) 「助成」からの「補助」への名称統一

- ・ 2025 年 11 月 1 日以降、（常用版）委託業務事務処理マニュアル及び（詳細版）委託業務事務処理マニュアル内で記載されている「助成」の表記につきましては、「補助」と読み替えてください。
※本読替えは用語の統一を目的としたものですので、事業の内容・手続に変更が生じるものではありません。

(2) 「契約・助成審査委員会」名称変更

- ・ 2025 年 11 月 1 日以降、（詳細版）委託業務事務処理マニュアル内で記載されている「契約・助成審査委員会」の表記につきましては、「契約・交付審査委員会」と読み替えてください。

(3) NEDO から提示する仕様書の廃止

- ・ 2025 年 10 月 1 日以降、一部の委託業務では NEDO から提示する仕様書を廃止し、基本計画や公募要領、NEDO が認めた実施計画書等の内容に代えて運用いたします。
- ・ （常用版）委託業務事務処理マニュアル及び（詳細版）委託業務事務処理マニュアルにおいて、NEDO から提示する仕様書及び変更仕様書に係る手順については、プロジェクト担当部の指示に従ってください。

訂正項目	対象頁	誤	正
研究開発資産・ 消耗品等の計上 費目 YES・NO チャート	P.45	研究開発資産・消耗品等の計上費目 YES・NO チャート <注釈> ※1：研究開発で使用する資産（単体・複合体の購入品、製造・製作・建設）で、試作品・消耗品を含みます。ただし、単体でのソフトウェア、知的財産を除きます。 ※2：使用可能期間とは、使用に耐えうる期間で、原則、法定耐用年数をいいます（<u>4-1-6 法定耐用年数</u>（P.101）を参照）。NEDO 事業において使用する期間ではありません。 ※3：この「1年未満」とは、資産が実際に稼働していなくても、単純に時間経過で判断し、展示品としての使用期間や倉庫等に休眠状態で保管する等の未稼働期間も含めます。なお、試作品を廃棄した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等のエビデンスを帳票類として保管してください。 ※4：使用可能期間（法定耐用年数）が1年未満、又は取得価額が10万円未満のものは、原則消耗品となるので経費は取得方法に応じて、消耗品費（購入、自社製作の場合）、外注費（外注製作の場合）に計上します。 ※5：個々の取得価額は50万円未満（改造資産の場合は10万円未満）でも、組み合わせて使用するもの（複合体）で、組み合わせ完成後の取得価額の総額が50万円以上（改造資産の場合は10万円以上）になるものは一式として資産登録が必要な資産となります。 ※6：改造とは、機械装置等に付加価値（機能の追加及び向上、耐久性のアップ等）を付けるものをいいます。現状機能の維持をおこなうものは、保守、修理にあたり、資産登録は不要です。 ※7：複数年度に亘り製造・製作する場合は、年度毎の製作部分を「建設仮勘定」として登録し、完成（検収若しくは、竣工の）年度で一斉に本勘定へ振り替えます。	研究開発資産・消耗品等の計上費目 YES・NO チャート <注釈> ※1：研究開発で使用する資産（単体・複合体の購入品、製造・製作・建設）で、試作品・消耗品を含みます。ただし、単体でのソフトウェア、知的財産を除きます。 ※2：使用可能期間とは、使用に耐えうる期間で、原則、法定耐用年数をいいます（<u>4-1-6 法定耐用年数</u>（P.101）を参照）。NEDO 事業において使用する期間ではありません。 ※3：試作品は、製作過程における知見の取得が目的であり、完成後1年未満で破棄します。試作品を廃棄した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等のエビデンスを帳票類として保管してください。当初、試作品として計画していたが、1年以上使用する場合は、計上費目は機械装置等費となり、取得価額（税込み）が50万円以上の場合は資産登録が必要です。 ※4：修理とは、機械装置等の機能を維持させることをいいます。NEDO 委託費で購入していない装置の場合も条件次第では計上可能となりますので、詳細は<u>3-2-1-5 保守・改造修理費の留意点</u>（P.46）を参照ください。 ※5：改造とは、機械装置等に付加価値（機能の追加及び向上、耐久性のアップ等）を付けるものをいいます。NEDO 委託費で購入していない装置の場合も条件次第では計上可能となりますので、詳細は<u>3-2-1-5 保守・改造修理費の留意点</u>（P.46）を参照ください。 ※6：複合体とは、部品や装置等を組み合わせた状態で機能するものをいいます。 ※7：複数年度に亘り製造・製作する場合は、年度毎の製作部分を「建設仮勘定」として登録し、完成（検収若しくは、竣工の）年度で一斉に本勘定へ振り替えます。

訂正項目	対象頁	誤	正
外注費 YES・NO チャート	P.83	外注費 YES・NO チャート ※1 研究開発要素を含む内容での発注は、外注とは認められないので、直接経費計上はできません。経費計上するためには、計画変更手続きを行い、発注先を再委託先として追加する必要があります。 ※2 調査、耐久試験、設計、その他、物品（製品）の納入を伴わない役務発注は、外注費になります。（ただし<u>3-2-1 機械装置等費の計上</u>(P.44)の機械装置等費に該当する設計及び製造、加工等については除く。） ※3 発注者が指示する仕様、設計に基づき、受注者が加工、組立等を行い、成果物を納品するものが外注費となります。また、発注者が材料も支給するような場合も含まれます。 ※4 ソフトウェアの外注費計上については、<u>3-2-1-4 ソフトウェアの計上費目</u> (P.46)の表を参照してください。なお、研究開発要素を含むものは外注できませんので、※1のとおり発注先を委託先に追加してください。	外注費 YES・NO チャート ※1 研究開発要素を含む内容での発注は、外注とは認められないので、直接経費計上はできません。経費計上するためには、計画変更手続きを行い、発注先を再委託先として追加する必要があります。 ※2 試作品は、製作過程における知見の取得が目的であり、完成後1年未満で破棄される物品です。試作品を廃棄した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等のエビデンスを帳票類として保管してください。 ※3 調査、耐久試験、設計、その他、物品（製品）の納入を伴わない役務発注は、外注費になります。（ただし<u>3-2-1 機械装置等費の計上</u>(P.44)の機械装置等費に該当する設計及び製造、加工等については除く。） ※4 発注者が指示する仕様、設計に基づき、受注者が加工、組立等を行い、成果物を納品するものが外注費となります。また、発注者が材料も支給するような場合も含まれます。 ※5 ソフトウェアの外注費計上については、<u>3-2-1-4 ソフトウェアの計上費目</u> (P.46)の表を参照してください。なお、研究開発要素を含むものは外注できませんので、※1のとおり発注先を委託先に追加してください。

訂正項目	対象頁	誤	正
研究開発資産 YES・NO チャート	P.106	研究開発資産・YES・NO チャート <注釈> ※1：研究開発で使用する資産（単体・複合体の購入品、製造・製作・建設）で、試作品・消耗品を含みます。ただし、単体でのソフトウェア、知的財産を除きます。 ※2：複数年度に亘り製造・製作する場合は、年度毎の製作部分を「建設仮勘定」として登録し、完成（検収若しくは、竣工の）年度で一斉に本勘定へ振り替えます。 ※3：使用可能期間とは、使用に耐えうる期間で、原則、法定耐用年数をいいます。NEDO 事業において使用する期間ではありません。 ※4：この「1 年未満」とは、資産が実際に稼働していなくても、単純に時間経過で判断し、展示品としての使用期間や倉庫等に休眠状態で保管する等の未稼働期間も含めます。なお、試作品を廃棄した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等のエビデンスを帳票類として保管してください。 ※5：使用可能期間（法定耐用年数）が 1 年未満、又は取得価額が 10 万円未満のものは、原則消耗品となるので、経費は取得方法に応じて、消耗品費（購入、自社製作の場合）、外注費（外注製作の場合）に計上します。 ※6：個々の取得価額は 50 万円未満（改造資産の場合は 10 万円未満）でも、組み合わせて使用するもの（複合体）で、組み合わせ完成後の取得価額の総額が 50 万円以上（改造資産の場合は 10 万円以上）になるものは一式として資産登録が必要な資産となります。 ※7：改造とは、機械装置等に付加価値（機能の追加及び向上、耐久性のアップ等）を付けるものをいいます。現状機能の維持をおこなうものは、保守、修理にあたり、資産登録は不要です。 ※8：約款 第 20 条 第 1 項（NEDO 帰属） ※9：約款 第 20 条 第 2 項（委託先帰属）	研究開発資産 YES・NO チャート <注釈> ※1：研究開発で使用する資産（単体・複合体の購入品、製造・製作・建設）で、試作品・消耗品を含みます。ただし、単体でのソフトウェア、知的財産を除きます。 ※2：複数年度に亘り製造・製作する場合は、年度毎の製作部分を「建設仮勘定」として登録し、完成（検収若しくは、竣工の）年度で一斉に本勘定へ振り替えます。 ※3：使用可能期間とは、使用に耐えうる期間で、原則、法定耐用年数をいいます（4-1-6 法定耐用年数（P.101）を参照）。NEDO 事業において使用する期間ではありません。 ※4：試作品は、製作過程における知見の取得が目的であり、完成後 1 年未満で破棄します。試作品を廃棄した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等のエビデンスを帳票類として保管してください。当初、試作品として計画していたが、1 年以上使用する場合は、計上費目は機械装置等費となり、取得価額（税込み）が 50 万円以上の場合は資産登録が必要です。 ※5：修理とは、機械装置等の機能を維持させることをいいます。NEDO 委託費で購入していない装置の場合も条件次第では計上可能となりますので、詳細は 3-2-1-5 保守・改造修理費の留意点（P.46）を参照ください。 ※6：改造とは、機械装置等に付加価値（機能の追加及び向上、耐久性のアップ等）を付けるものをいいます。NEDO 委託費で購入していない装置の場合も条件次第では計上可能となりますので、詳細は 3-2-1-5 保守・改造修理費の留意点（P.46）を参照ください。 ※7：複合体とは、部品や装置等を組み合わせた状態で機能するものをいいます。 ※8：約款 第 20 条 第 1 項（NEDO 帰属） ※9：約款 第 20 条 第 2 項（委託先帰属）

【2025 年 5 月 7 日 掲載】 対象：（詳細版）委託業務事務処理マニュアル

訂正項目	対象頁	誤
ソフトウェア の経費計上に 係る YES・ NO チャート	P.39	ソフトウェアの経費計上に係る YES・NOチャート ソフトウェア調達 ↓ G O NEDO委託費で購入・製造した機械装置と一体となって機能する ↓ YES 機械装置等費に計上 ↓ NO ※1 所有権が委託先に帰属する機械装置と一体となって機能する ↓ YES その他経費 消耗品費に計上 ↓ NO ※2 自社製作する ↓ YES その他経費 消耗品費に計上 ↓ NO 外注制作する ↓ YES その他経費 外注費に計上 ↓ NO 既製品を購入する ↓ YES ライセンス期間の定めがある ↓ YES その他経費 諸経費(借料)に計上 ↓ NO その他経費 消耗品費に計上 ・組み込み後の資産総額が50万円以上の場合、資産登録が必要 ・バージョンアップ等は改造費に計上
		ソフトウェアの経費計上に係る YES・NOチャート ソフトウェア調達 ↓ G O NEDO委託費で購入・製造した機械装置と一体となって機能する ↓ YES 機械装置等費に計上 ↓ NO ※1 所有権が委託先に帰属する機械装置と一体となって機能する ↓ YES その他経費 消耗品費に計上 ↓ NO ※2 自社製作する ↓ YES その他経費 消耗品費に計上 ↓ NO 外注制作する ↓ YES その他経費 外注費に計上 ↓ NO 既製品を購入する ↓ YES ライセンス期間の定めがある ↓ YES その他経費 諸経費(借料)に計上 ↓ NO その他経費 消耗品費に計上 ・組み込み後の資産総額が50万円以上の場合、資産登録が必要 ・バージョンアップ等は改造費に計上

訂正項目	対象頁	誤	正
3－1－1 2 自社から調達する場合の手続	P.41	●【自社調達は利益排除が必要】 委託先等の自社内から調達を行う場合は、調達金額の多寡に関わらず利益排除を行ってください。経費の計上には、製造(製造原価や仕入原価等)を用いてください。	●【自社調達は利益排除が必要】 委託先等の自社内から調達を行う場合は、調達金額の多寡に関わらず利益排除を行ってください。経費の計上には、原価(製造原価や仕入原価等)を用いてください。

訂正項目

対象頁

誤

書式5－2.
自主点検リスト
(2/2)

P212

NEDO研究開発事業 自主点検リスト(標準) その2

事業者名称:
確認者(経理責任者):
契約管理(事業)番号:

事業名:
検査対象期間:20 年 月 日～20 年 月 日
※ 助成は、課題設定型産業技術開発費助成事業が対象

対象項目	点検事項	委託	助成	点検ポイント
補助員費	雇用契約(正社員を除く)	●	●	給与額、雇用期間が明示された雇用契約や人事上の発令手続がとられている。
	額の適正性	●	●	<本人と委託先との間で直接雇用契約があり、健保等級を有している場合> 健保等級は最新のものを適用している。 <健保等級を有していない場合(適用しない場合)> 計上額が日額14,000円/人(交通費込)を超過していない。
消耗品費	対象	●	●	取得価額が10万円(税込)未満または使用可能期間が1年未満のものを計上している。
	試作品	●	●	一般事務用品は、当該事業にのみ使用したことが確認できるものを計上している。
旅費	出張の適正性	●	●	製作・取得金額(費用の総計)が50万円(委託は税込、助成は税抜)以上となる試作品(資産登録しないもの)を1年以上保有していない。 現有(1年未満)の試作品数(個)、廃業予定(年 月)
	額の適正性	●	●	出張報告書を作成している。
	支払	●	●	計上額は、事業者の旅費規程に基づき算出している。

正

NEDO研究開発事業 自主点検リスト(標準) その2

事業者名称:
確認者(経理責任者):
契約管理(事業)番号:

事業名:
検査対象期間:20 年 月 日～20 年 月 日
※ 助成は、課題設定型産業技術開発費助成事業が対象

対象項目	点検事項	委託	助成	点検ポイント
補助員費	雇用契約(正社員を除く)	●	●	給与額、雇用期間が明示された雇用契約や人事上の発令手続がとられている。
	額の適正性	●	●	<本人と委託先との間で直接雇用契約があり、健保等級を有している場合> 健保等級は最新のものを適用している。
消耗品費	対象	●	●	取得価額が10万円(税込)未満または使用可能期間が1年未満のものを計上している。
	試作品	●	●	一般事務用品は、当該事業にのみ使用したことが確認できるものを計上している。
旅費	出張の適正性	●	●	製作・取得金額(費用の総計)が50万円(委託は税込、助成は税抜)以上となる試作品(資産登録しないもの)を1年以上保有していない。 現有(1年未満)の試作品数(個)、廃業予定(年 月)
	額の適正性	●	●	出張報告書を作成している。
	支払	●	●	計上額は、事業者の旅費規程に基づき算出している。

※ なお、NEDO ホームページに掲載しております PDF 版につきましては、上記の訂正に加え、誤字・脱字等の修正をしています。